

各 位

名古屋市中区三の丸一丁目6番1号

株式会社 中日新聞社

社会福祉法人 中日新聞社会事業団

謹啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

いつも中日新聞社・中日新聞社会事業団の活動にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

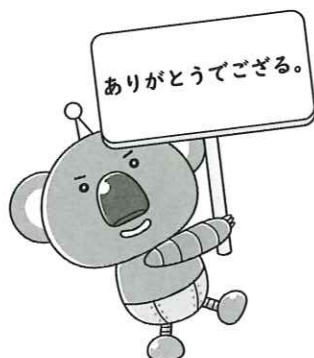
このたびは災害義援金をお送りくださりましてありがとうございました。

皆さまの温かいお気持ちは被災地自治体を通じ、被災者へお届けさせていただきます。

本日領収書を同封いたしましたのでご査収ください。

今後とも弊社・弊法人の活動に対して変わらぬご支援のほどをお願い申し上げます、お礼のごあいさつといたします。

謹白



中日新聞社会事業団のマスコットキャラクター「ロボラ」です。

詳細はこちらをご覧ください


→ <https://chunichi-shakaijigyo.jp/robola.html>

〒464-0067

愛知県名古屋市千種区

池下1-11-21 サンコート池下3F

一般社団法人愛知スイミングクラブ協会
様

義 援 金 領 収 書		C <u>No.00028162</u>	
受託年月日	2024年1月30日	扱者	本部
御住所	愛知県名古屋市千種区池下1-11-21 サンコート池下3F		
御名前	一般社団法人愛知スイミングクラブ協会 様		
金額	金108,408円		
贈与先	令和6年能登半島地震義援金		
但し、上記贈与先への義援金としての寄附金 上記正に領収いたしました			
〒460-8511 名古屋市中区三の丸一丁目6番1号 株式会社 中日新聞社			
			

お預かりした義援金は、全額を被災県に拠出し、災害被災者に配分されます。

(1)個人でご寄付の方

ご寄付は、確定申告により所定の算式による金額を限度として、所得税法上の寄付金控除の適用を受けることができます。算式は国税庁のホームページなどでご確認ください。なお領収書は確定申告書に添付しなければなりませんので大切に保管ください。

(2)法人でご寄付の方

法人税確定申告書の「寄附金の損金算入に関する明細書」において、全額損金算入されます。

(注)この領収書をもって、所得税法第78条第2項1号及び法人税法第37条第3項1号の「国又は地方公共団体に対する寄付金」に該当することの証明としてお使いいただけますので、大切に保管してください。

※税控除の手続きの詳細につきましては、お近くの税務署や税理士等にお尋ねください。